

肥料価格高騰対策事業（化学肥料低減定着対策事業）のご案内

この事業は、農林水産省が肥料価格高騰対策事業の一環として「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着に向けた「地域の取組」を支援する追加対策を実施するものです。

「地域の取組」について

1. 実施地域 紀の川市
2. 取組の名称 国内資源活用肥料の利用拡大支援
3. 取組の目的 化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図ります。
4. 取組の内容 肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を上記1の実施地域内の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援します。

[要件]

- 対象肥料は、石灰質肥料（生石灰、消石灰、苦土石灰、貝殻石灰など）で、ペレットなど粒状に成形されているものに限ります。
 - 対象肥料は、令和5年6月1日から令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限ります。
 - 対象肥料は、令和5年秋肥用と令和6年春肥用の肥料に限ります。
 - 交付の条件は、別紙のとおりです。
5. 交付対象者 対象肥料の販売を行う事業者
 6. 交付単価 **20kg当たり200円（予定）**
※国からの配分額に上限があるため、減額調整する場合があります。
 7. 取組実績の確認方法
 - 対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等）
 - 対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類等
 8. 取組実績の提出先 紀の川市農業再生協議会事務局
 9. 取組実績の提出期日 **令和6年2月9日（金） 期日厳守**

【紀の川市農業再生協議会事務局】

紀の川市西大井 338 番地 紀の川市役所 農業振興課内
TEL 0736-79-3902 FAX 0736-79-3926

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大支援」における交付の条件

「国内資源活用肥料の利用拡大支援」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる 1 及び 2 の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和 5 年 6 月 1 日から肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）の施行日（令和 5 年 7 月 1 2 日）までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1) 以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1 の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である 200 円/20kg 分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)